

座談会 SMC 会則

第1章 総則

大原則として、『モめない』『いつもキレイにする』を旨に活動をする。

第1条（名称）

この会は、座談会 SMC(以下「本会」という)と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、株式会社座談会(以下「同社」という)代表の所在地に置く。

第2章 目的及び活動

第3条（目的）

本会は、会員自主運営をもとに下記を目的とする。

- ・会員相互間の交流による人脈形成
- ・多業種による情報交換
- ・会員企業の体質強化並びに事業の拡充
- ・会員相互の啓発
- ・会員企業と会員の発展と共生

第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員間の有意義な人脈形成の場を提供し、交流を図る場として月例会及びその他の集まりを開催する。
2. 事業とその方法に関する調査研究と建議。
3. 事業に関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動。
4. 新商品、新事業の促進と交流の拡大。
5. 関連団体との協調、連携。
6. 上記各項の活動を行うに必要な各種資料の提供。
7. その他前条の目的を達するために必要な活動。

第3章 会員

第5条（入会と会費）

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、本人の意思または会員の推薦により事務局の承認を得て入会することができる。
2. 会員の登録は同社が指定する会費システムへの登録、LINEグループへの加入とする。

3. 会員資格取得は所定の会費システムへの決済登録を完了した時とする。
4. 会費は、座談会 SMC に所属し、関連する場への参加の権利を得ることの費用とし、配当や還元などを保証するものではないものとする。
5. 正会員の月額払いは、入会金 10,000 円が即時に決済される
6. 月額払いの継続課金は、入会手続きを各月 12 日までに完了した場合→当月の 26 日に引き落とし、各月 13 日以降に完了した場合→翌月の 26 日からの引き落としとなる
7. 2022 年 7 月 10 日以降に入会する会員は、即時決済される初回を入会金とし、決済日より月額の場合 1 ヶ月毎、年額の場合 1 ヶ年毎に会費が引き落とされる
8. 大阪府中央区より、遠隔地に在住の会員は、会員自社の社員および運営が認めた関係者 1 名を、LINE グループおよび交流会等に、同等の権限を持つ代理人として参加させることができる。
※遠隔地とは、目安として距離 80 km 以上、移動時間 120 分以上の距離以降とする
※代理人は、座談会役員と面会の上、参加を認定し手続きを行う(交流会時でも可)
※上記以外の条件で代理人が必要な場合は、その都度運営と相談する

本会の会員は、本会の目的・活動に賛同し所定の手続きを経て入会したものである。政治、宗教、占いの拡散のみを目的とする者、マルチ商法等の行為者、反社会的行為者であることを行使するもの、会員に多大なる迷惑となるビジネス業種(一部のネットワークビジネス含む)及び法に抵触する者などは、会員資格を得ることはできない。

会費

- ◇ 正会員 月額払い 10,000 円とする (初回は入会金 & 初月度会費として)
 - ◇ 正会員 年額払い 110,000 円とする (初回は入会金 & 初年度会費として)
- (表記金額について 2023 年 8 月までは税込とし、2023 年 9 月以降は税抜とする)

第 6 条(退会について)

会員は、自らの意思により本会を退会することができる。

- ・退会時の会費については、原則として退会の意思を事務局に各月 7 日までに申し出、所定の手続きを各月 12 日までに完了した場合、翌月分からの引き落とし・振り込みの責務を解除することができる。
- ・退会者が年額で支払っている場合、当初に得ていた年額割引の権利を失い、上記の条件と同様に換算した翌月からの残月数 × 10,000 円から年額割引 10,000 円を引いた金額を返金処理する。
- ・所定の手続きの完了とは、会費システムおよび LINE グループからの退会など事務局の指定する事務処理を行ったことを、事務局が確認できた時点でのことをいう。
- ・退会した会員の再入会は原則的に不可とする。
- ・2022 年 7 月 10 日以降に入会した会員が退会する場合、上記の各月 7 日、各月 12 日という日付の指定はなく、事務局が所定の手続きを完了した時点で、翌月分からの引き落とし・振り込みの責務を解除することができる。

第4章 臨機応変

第7条(本会の運営)

本会の運営は、会員の自主運営を元に、事務局・運営委員などを積極的に行うもので構成し、時事・事象に合わせ臨機応変に対応する。

第8条(変化への対応)

上記、会則に記載のないことに関しては、同社と代表、事務局・運営委員の協議において流動的に対応する。

付 則

この会則は2020年10月1日より施行する。

(2020年10月14日 一部改正) 会則全体の調整

(2020年12月20日 一部改正) 会費システム導入に伴う退会既定の日付変更

(2020年1月7日 一部改正) 法人賛助会員→プレミアム会員へ名称変更

(2021年3月16日 一部改正) 第5条 入会と会費 補足

(2021年11月24日 一部改正) 第5条 入会と会費 改訂

(2021年11月24日 一部改正) 第6条 退会について 補足

(2022年7月13日 一部改正) 第5条 7. 2022年7月10日以降について 補足

(2022年7月13日 一部改正) 第5条 プレミアム会員の項目を削除

(2022年7月13日 一部改正) 第6条 2022年7月10日以降について 補足

(2022年11月30日 一部追記) 第5条 8. 遠隔地に在住の会員 代理人について

(2023年4月21日 一部変更) 第5条 入会と会費 補足、会費の税抜・税込変更